

横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書

日米地位協定に基づいて米軍が航空管制権を管理している横田ラブコンは、1都8県（東京、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、山梨、長野、新潟）の上空にまたがる高度約2400～7000メートルの広大な空域に存在している。

そのため、首都圏上空は米軍の許可がなければ民間航空機が自由に飛行できず、羽田空港の離発着は、同空域を迂回せざるを得ないため、航空会社や乗客にとって、時間と費用、安全面で負担となっている。

また、この空域は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて羽田空港の国際線発着枠を拡大するうえで、支障になるとされている。

本年7月には、全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」の中で、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること等を求めることを全会一致で採択、国へ要請したところである。

よって、国におかれては、住民の生活と安全、安心を守るため、横田ラブコンを撤廃し、国内法を適用することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣

} あて

小田原市議会